

「神力」小考 —明治期宇佐平野の地主と稻—

櫻井成昭

一 はじめに

神力とは、明治一〇年（一八七七）に兵庫県で選抜され、西日本および東海地方に普及した稻の品種名である。明治時代、この神力をはじめ、東北地方の「龜の尾」や北海道の「坊主」など、広い地域で普及した稻種が登場する。これらは統一品種と呼ばれ、その選抜の経緯や普及状況、各地域にあった在来稻種との関わりなどが、農業技術史の面から注目されてきた。

こうした稻の品種改良をはじめ、明治時代以後の農業技術はさまざまな面で新たな展開をみせたわけだが、言い換えれば地主制下で農業技術は変革を遂げたのである。しかし、勝部眞人氏が指摘されるように、従来の諸研究は農業技術あるいは農事改良の展開と地主との関わりを取り上げることは少なかつ⁽²⁾。そして、大分県では、明治時代以後の農業技術や農事改良に注目した研究はあまりみられないし、地主制自体の研究も数少ない⁽³⁾。

以上のような研究状況をうけて、小稿は宇佐平野の一地主であった城家に関する史料（以下、城家文書と呼ぶ）をもとに、神力という新しい稻種の導入と普及状況を紹介し、これを通して明治期宇佐平野の地主制の在り方を検討するものである。ただし、ここでは史料上の制約から、取り上げる時代も一八八〇年代半ばから一八九〇年代後半が主となり、こうした点から小稿は大分県における明治期の農業技術および地主制に関する予察に留まるものであることを最初にお断りしておきたい。

二 明治時代の城家

小稿が分析の対象とする城家は、大分県北部の宇佐平野の只中に位置する豊前国宇佐郡城村（現宇佐市大字城井）に居を構えていた。

城村は、西国筋代官の出張所である四日市陣屋が置かれた四日市村の北に隣接し、元禄一年（一六九八）以後は幕府領であった。「小倉藩人畜改帳」では村高八四八石余、天保期の「城村今井村明細帳」（一〇一号など）では村高八六六石余を数える。明治一九年一二月、隣接する今井村と合併して城井村となり、同二二年に四日市村一二四年に町制施行一に属した。

江戸時代の城家は、城村庄屋であると同時に、商業も営み「樹田屋」の屋号を持っていた。残念ながら、城家文書に江戸時代の家の状況を伝える史料はほとんどないが、地主という視点からみると、天明七年（一七八七）の「家督譲渡帳面覚」（五四二号）によつて、当時の城家は五町五反余の土地を所有していたことがわかる。江戸時代後半の状況は不明であるが、明治五年の地券発行の際に作成された「耕地山林証券調帳」（一一〇・一一一号）をみると、城家の所有地は五町六反余で、ここから江戸時代から明治時代初の城家においては土地集積がほとんど展開しなかつたことがわかる。

後述するように、明治初頭では五町余の地主であった城家が土地集積を展開させたのは、明治一〇年代後半のことであるが、ここで幕末期から明治時代の城家当主について触れておこう。

幕末期・維新期の当主は太郎左衛門であった。彼は、文政六年（一八一三）に茂次右衛門重廣の子として生まれた。若年の頃は藤太を名乗り、少なくとも嘉永五年（一八五二）には城村庄屋をつとめていた。⁽³⁾城村は、慶応四年（一八六八）閏四月に日田県となつた後、明治三年正月から約二年間嚴原藩（伊万里県）の実質的な支配下にあった。この時期、城家に嚴原藩（伊万里県）の出張所が置かれ、太郎左衛門は御用聞次とされた。その後、太郎左衛門は戸長などをつとめ、明治二二年（一八八八）二月に長男の時三郎に家督を譲る（「戊子歳日記諸用留」一五号）。ただ、一二年以後の諸帳簿類には太郎左衛門の筆跡も多く、太郎左衛門がなお家の經營に参画していたことが窺える。城家は、明治一四年の「宇佐郡

「大地主名簿」（大分県公文書館蔵）にその名がみられるが、当主名は太郎左衛門とあり、ここからも彼が実質的な当主であったことが知られる。

しかし、太郎左衛門の跡を継いだ時三郎は、明治二九年五月に亡くなる。これをうけて、当時まだ一九歳であった弟の洸が家督を継ぐことになり（『城洸履歴書下書』一七五号）、太郎左衛門は引き続き家の経営に関わった。いわば、地主城家の成長は太郎左衛門の力による所が大きいわけだが、明治三七年にその太郎左衛門も亡くなり、以後は洸が家の経営にあたっていくこととなる。

さて、このような城家の土地集積や家の経営などを伝える史料としては、次のような帳簿類がある。

- ① 「当座萬覚勘定帳」や「当座萬覚計算簿」、「当座萬覚会計計算簿」などと題された帳簿で、納税額や雜費、貸付金など、城家の一年間の收支を記載したもの。明治一六年から同三〇年にかけて連年でのこと。以下では、計算簿と総称する。
- ② 「小作米取立帳」、「耕宅地小作定米調收簿」や「田畠宅地貸附定米調收簿」などと題された帳簿類で、小作地の面積と小作者名、小作定米高などを記している。明治一九年から三九年にかけてと四一年のものがあるが、明治一九年以前は①の計算簿に「小作」と題する項があり、ここに同種の記述がある。後述するように、明治一九年は城家の小作地が飛躍的に増加した年で、これをうけて①から小作地に関する諸情報を独立させて生まれたのが、この②に属する帳簿類である。なお、明治三五年以後は未記入の箇所も多く、小作地の全体的な状況は不明であるし、明治二〇年は小作定米高が判明するのみである。以下では、徵収簿と総称する。

次頁の表1は、これらの帳簿類をもとに城家の自小作地面積および小作米の定米高、納税額を一覧にしたものである。紙幅の余裕もないため、城家の地主経営の詳細や地主小作関係などの検討は別稿に譲りたいが、ここでは土地集積の状況について触れておきたい。

前述したように、明治五年段階の城家は五町六反余の土地を所有していたが、表1をみると所有地は明治一六年までに二町

<表1>

	小作地面積			自作地面積			小作米定米高					地価金	納税総額	地租	所得税額			
	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	石	斗	升	合	夕	円・錢・厘	円・錢・厘	円・錢・厘	円・錢・厘	
明治16	4	9	2	21	2	7	1	3	66	9	7	3	3	0	3131.72.8	117.89.4	91.80.3	-
明治17	6	6	0	12	2	3	4	27	76	4	8	3	2	0	4224.56.3	173.72.5	91.80.3	-
明治18	9	9	3	9	2	2	5	27	81	7	0	6	9	0	4513.20.3	166.93.8	91.80.3	-
明治19	17	8	4	17	3	7	0	0	291	0	0	3	4	0	8756.88.2	340.1.6	-	-
明治20	-	-	-	-	3	4	0	0	229	1	7	0	0	0	9412.65.0	357.36.7	235.31.6	12.52.0
明治21	19	6	9	19	3	5	7	29	280	8	5	5	9	0	9451.3.3	392.71.6	245.2.1	19.57.5
明治22	20	6	9	14	2	9	2	0	224	5	5	6	5	0	9962.8.9	383.29.5	-	15.6.0
明治23	24	7	3	9	2	6	7	14	296	0	9	3	9	0	12216.62.3	469.30.2	-	15.7.6
明治24	29	7	9	1	3	7	0	0	315	0	1	6	0	0	-	570.22.4	366.52.0	15.10.4
明治25	35	6	4	25	2	5	7	0	354	3	3	5	9	0	-	578.83.3	383.65.3	15.10.5
明治26	35	6	4	25	2	5	7	0	361	7	2	8	6	0	-	643.0.4	365.48.0	18.9.0
明治27	36	1	2	6	2	5	7	0	356	5	1	8	2	0	-	592.29.4	358.82.7	25.62.0
明治28	36	1	8	14	2	7	2	0	383	7	0	6	8	0	-	654.91.8	396.6.6	29.45.0
明治29	37	6	2	15	2	8	9	27	387	5	2	2	7	0	-	694.9.7	408.45.8	31.46.0
明治30	40	8	4	26	2	5	4	9	396	3	1	3	5	0	-	788.69.2	410.20.7	34.93.5
明治31	38	7	8	0	-	-	-	-	414	7	0	4	0	0	-	-	-	-
明治32	38	2	8	13	-	-	-	-	414	8	7	0	0	0	-	-	-	-
明治33	38	3	7	1	-	-	-	-	420	8	5	7	0	0	-	-	-	-
明治34	38	8	9	12	-	-	-	-	419	3	4	1	0	0	-	-	-	-
明治35	37	1	4	17	-	-	-	-	389	3	3	2	6	0	-	-	-	-
明治36	29	4	0	0	-	-	-	-	302	7	4	9	4	0	-	-	-	-
明治37	27	8	6	25	-	-	-	-	295	3	2	9	4	0	-	-	-	-
明治38	27	5	8	7	-	-	-	-	279	7	4	9	4	0	-	-	-	-
明治39	9	1	7	3	-	-	-	-	65	5	9	7	0	0	-	-	-	-
明治40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
明治41	9	1	0	16	-	-	-	-	48	8	0	2	0	0	-	-	-	-

- ・小作地面積と小作米定米高は、「当座萬覚勘定帳」(30~32号)、徵収簿類(43、44、55~60、74~84号)に掲る。ただし、明治20年は定米高のみ判明。
- ・自作地面積は、計算簿類(30~42、87、125号)に掲る。明治31年以後は不明。また、明治25年以後は畳のみとなる。
- ・小作地面積と小作米定米高の網かけ部分は、帳簿に記述されていた部分のみの数値である。
- ・地価金、納税総額、地租、所属税額は、自作地面積に利用した史料と同一。明らかな脱漏なども確認できるが、ここでは記載のままとした。
- ・地価金は明治24年以後未記載。地租について明治19・22・23年は不詳。
- ・所得税額は、明治16~19年分は該当記述がない。

ほど増加したことがまずわかる。明治一六年以後は、それ以前に比べて土地集積の速度が増し、明治一九年に所有地が急増している。そして、明治三〇年まで所有地は拡大を続け、明治一六年から三〇年の間に所有地は七倍近くに増えているが、そのほとんどは明治一九年以後に集積されたものであった。城家文書からみる限り、明治三〇年が所有地面積のピークであった。⁽⁸⁾ 地主城家は、明治一九年からおよそ一〇年の間に大きく成長したことがわかるが、特に明治一九年の大幅な小作地増加は、年代的にみて松方財政下のデフレ政策による米価の暴落とこれに伴う自作農の小作化という状況に拠るものであろう。

こうした城家の土地集積の要因を詳細に検討することは今後の課題であるが、明治時代の城家が櫨廻を商っていたことを要因の一つとして指摘できる。例えば、六町余の小作地があつた高森村（現宇佐市大字高森）の場合、同村と城家との関係は櫨実を通じて生まれた。櫨実納入に関する記録（「絞蟻萬覚帳」八五号など）によれば、城家は明治一二年まで城村周辺から櫨実を買い入れていたが、明治一二年になって高森村の嶋田庄平から櫨実の買入を始めた。そして、翌一三年になると、自作地に植え付けた櫨実以外のほとんどを高森村の嶋田から買入れるようになる。城家と嶋田とのつながりが、いかなる契機によって生じたのかは詳らかでないが、嶋田は明治一二年段階から城家に対しても借財が発生しており、明治一五年には地券などを担保に入れている。しかし、その後も借財は増え、結果として明治二十四年の二町七反余を手始めに、二八年にかけて城家に土地が譲渡された。城家は、櫨実の買入をもとにして高森村に所有地を得たのである。

さて、表1にあるように、明治三〇年には小作地四〇町余の地主となつた城家だが、翌三一年以後は計算簿が残らず、加えて三六年以後は徵収簿類の記述も未記入が多く、明治三〇年代半ば以後の城家の土地所有や経営の状況を具体的に知ることはできない。農商務省農務局が発行した『地主ト小作人』（明治四二年）によれば、城洗は八〇町余の小作地を有したと記されているが、現段階でこの記述内容の当否は確認できない。

城家が所在した宇佐平野は、封戸村の水之江家をはじめ多くの地主が所在したことで知られる。その中で、城家は所有地面積などの規模から、「大分県貴族院多額納税者議員互選名簿」に記載される、いわゆる大地主に継ぐ存在といえる。また、城

家は宇佐平野の特産である櫻実を商つており、宇佐平野の地主の一タイプと位置づけ得る存在といえよう。

三 城家と神力

明治時代に西日本に爆發的に広がった神力は、晚生、中粒、米質は並、稈が短く倒伏難、多収、蝗虫の被害少、穂数多、多肥向といった特性がある。⁽⁹⁾ 明治四〇年における神力の分布は全国で五一万町をこえ、九州では稻作付面積に対する比率が四二%に達したという。嵐嘉一氏によれば、九州における神力の導入は明治一七年の熊本県が最も早く、大分県は明治一八年頃に導入されたと推測されている。⁽¹⁰⁾

ところで、城家文書中の明治一六年から二四年の計算簿類(三〇～三六、一一五号)には、自作地に作付した稻種と播種量、稻種ごとの収穫稻把数と収穫糲量が書きとめられている。これらをまとめた表2をみると、神力は明治一〇年と二四年に作付されたこと、主要な稻種が明治一〇年を境に矢崎から高砂へと移ったこと、江戸時代から作付が確認される日黒も期間を通じて作付されていたことなどがわかる。⁽¹¹⁾ また、表2に示された数値は、明治時代半ばの稻作の具体的な状況を伝えるものとして興味深いものである。ただ、年によっては稻種ごとに収穫糲量や作付面積が特定できない場合があり、加えて肥料や土質など同一条件のもとで各々の稻種を作付したわけではないため、表中の数値でもって稻種の特性を語ることは難しい。

それでも、試みに神力と他の主要品種—高砂と矢崎—について、各々の作付面積と収穫糲量が確定できる年—矢崎は明治一八年のみーの平均収穫糲量を比較してみると、反別で神力は四石四斗八升九合、高砂は四石四斗四升三合、矢崎は四石一斗一升である。ちなみに、明治一四年は九月一三日午後から一四日にかけての暴風雨のため不作の年であった(「辛卯日記諸用記載簿」一七号)。そのため、この明治一四年を除くと、反別の平均収穫糲量は神力—明治一〇年のみーが五石五斗五升五合余、高砂が五石五斗三合余に上昇するが、いずれにしても神力の収納量が最も多い。ここで、播種量一斗あたりの平均収穫糲量について、明治一四年を除いて試算すると、神力が二五石九斗七升四合余、高砂が六石八斗六升七合余、矢崎は五石四斗九升七

<表2>

年代	品種	作付面積	粉量	把数	収穫粉	備 考
		反	斗	把	斗	
明治16	矢崎	1.5	4	753	366	2.1反の水田に矢崎と黒稻が作付される。
	千生	1.8	1.5	93	50	
	目黒	3.1	2.5	268	138	
	黒稻	—	1	120	172	
明治17	矢崎	7	7.7	1007	429.9	把数と収穫粉量に稲種の記載なし。
	目黒	3.0	2.5			
	黒稻	1.1	1			
明治18	矢崎	9.2	6.9	697	379.1	
	目黒	2.4	2	175	101	
	黒稻	0.9	0.8	76	43	
明治19	矢崎	7.7	7	1145	62.3	把数と収穫粉量に稲種の記載なし。 また、2反の水田に矢崎と黒稻が作付される。
	高砂	3	2.5			
	目黒	1.6	2			
	黒稻	—	0.8			
明治20	高砂	2.3	3.5	350	373.6	高砂と玄海丸の収穫粉量は区別しがたい所があり、一括した。 また、2.5反の水田に高砂と黒稻が作付される。
	玄海丸	2.7	2.3	121		
	目黒	1.9	1.4	132		
	神力	3.6	0.77	292		
	黒稻	—	0.6	59		
明治21	高砂	5.9	4.7	507	372.5	0.9反の水田に彼岸糯と梗糯が作付される。
	目黒	3.7	2.7	108	64.7	
	彼岸糯	—	0.4	123	88	
	梗糯	—	0.3	33	21.3	
明治22	高砂	6.4	6.1	504	307.8	1.8反の水田に高砂と彼岸糯が作付される。
	彼岸糯	—	0.4	44	2.9	
明治23	高砂	8.2	6.6	639.5	393.5	3.7反の水田に目黒と黒稻が作付される。
	目黒	3.7	2.58	191.5	96	
	黒稻	—	0.4	37	29	
明治24	高砂	7.6	6.08	411	198.2	
	目黒	3.5	2.8	151	51.5	
	神力	5.9	1.78	491	226.5	

※1筆に複数の稻が作付され、内訳が不明な場合は、その旨を備考欄に記した。このうち、作付面積が全く判明しない稲種については作付面積欄は「—」で示した。また、複数の水田に作付される稲種については判明する作付面積のみを表記した。

合余となり、神力の数値は群を抜いている。前述したように、こうした数値は統計として充分なものでなく、あくまで参考値としてであるが、ここに多収であったという神力の特性を窺うこともできよう。

さて、このような神力の導入については、明治一九年の「当座萬覚勘定帳」（三五号）に興味深い記述があるので、左に抜粋引用したいと思う。

△史料1▽

廿年糲種手當

高砂 五斗

黒いね 三斗

日黒糯 武斗武升

玄海丸 四斗五升

是ハ斗代卸平常糲仕立候通口柄ニ而中糲下田ニよし
是ハ温見村より請求、培養方別紙伝書有之候、此紙ニ入置候

神力 壱斗

代金五拾錢

これは自作地からの収納糲量を書きとめた箇所の末尾に記されたものだが、実際明治一九年の「丙戌歳日記諸用留」（二三号）の一月一〇日の項には「神力糲種代」として五〇錢を城直家に渡したと記されている。つまり、神力の糲種は明治一九年一二月に城家が温見村（特に郡名なども付けられていないことから、宇佐平野を貫流する駅館川上流域の宇佐郡温見村（現在の宇佐市院内町）を指すものとみられる）から入手し、神力および玄海丸に付けられた注記内容からして、これら二つの糲種は城家にとって未知の糲種であったことがわかる。もちろん、このような記述をもって、宇佐平野における神力作付の初見とみなすことはできないが、少なくとも明治一〇年には宇佐平野に神力が作付されたこと、神力という統一品種の導入に地主が関わっていたことが確認できる。

明治二〇年に初めて城家自作地に作付された神力と玄海丸は、同年の収穫後に糲種を得たものの（「当座萬覚勘定帳」八七号）、翌年には作付されていない。また、翌年の計算簿に糲の貸付の記載はあるが、糲種は記されていないため、神力が直ちに小作地に普及したのかは確認できない。

その中で、明治二三年になると城家小作地で神力が作付されたことを知ることができる。「庚寅小作米取立帳」（四四号）によれば、小作定米高一一石九斗六升を賦課されていた城雄造は実際には一二石納めているが、これは「神力貳石ノ増米」分四升を含んだためという。あるいは、右の史料の城孫蔵の箇所には、「神力米四俵ニ付八升」と追徴米が賦課されたことが記されている。つまり、明治二三年には少なくとも六石分の神力が小作地で作付されたことがわかるのである。神力を納入した二人の小作者はいずれも城姓であることから、城家から糲種を得たことは判明しないものの、明治二〇年に城家自作地で作付されたものがまず城家一統の間で普及したという状況を推測することもできる。しかし、より重要なことは小作米として神力を納入した場合に一石に付き五升の割合で増米されたことであり、ここに神力は城家にとって歓迎すべき糲種でなかつたことが知られる。

このような神力納入による追徴米賦課や神力納入自体の記述は、翌明治二四年の史料では確認できない。前述したように、同年は暴風雨のために不作であった年で、「耕宅地小作定米調収簿」（五六号）をみると、例えば城井村では小作定米高一四三石八斗一升三合三夕のうち、一五石一斗八升余を不作のためとして城家は免除している。このような状況からして、明治二四年の徵収簿類や計算簿類に神力に関わる記載がみられないことは、一定の小作米確保のために神力であっても納人が許される状況にあつたと推測される。なお、前掲の表2から、不作にもかかわらず神力は他種に比べて収穫糲量や把数の減少幅が小さく、これは倒伏しにくく多収であるという特性を示すものといえよう。

そして、明治二五年になると、神力納入に伴う増米の記述が徵収簿類や計算簿類において増加する。一例を挙げると、犬丸友市は一二月二三日に小作米として神力四石八斗を納入したため「石五升ノ増分」を賦課されている（「耕宅地小作定米調収

簿」五七号)。この大丸友市の納入米については、「当座萬覚計算簿」(三)七号)の「米場」には次のように記されている。

△史料2▽

廿三日「西藏入神力」(朱筆)

一 米四石八斗 神力

犬丸友市

一 米三石式斗

同人

明治二十五年の二種の帳簿によれば、同年神力は城井村・八幡村・駅館村の小作者六人から計一〇石二斗が納められている。

ここに、城家小作地において神力の作付がひろがりをみせていたことが窺える。

明治二十五年以後、徵収簿や計算簿の記述から、城家は小作米として神力を敬遠した様子が明確に知られる。例えば、明治一九年、赤坂亀太郎が納めた小作米二石については「神力米ニ付西藏入、石ニ付五升増米」(「当座萬覚会計記載簿」四一号)と注記しているが、ここにいう西藏は糯米や中質米を納める蔵で、神力であるがゆえに西藏に入れるという注記は、まさしく城家が神力を上質品種とは意識していなかつたことを示している。

徳永光俊氏は、神力の普及を小作農を中心とする多数農民による導入に主たる要因を求められている⁽¹⁵⁾が、城家小作地での神力普及の過程や規模などは決して明確でない。しかし、徵収簿類や計算簿類によれば、城家小作地における神力の作付は少なくとも明治二三年以後三五年まで確認できる⁽¹⁶⁾。神力の多収性は生理的に多肥向であることを示し、その作付には少なくとも施肥の改良が必要であった。すると、右でみたような神力作付の広がりは、施肥などの技術の変革とそれに伴うコストの増加があつたとしても、より多くの稻を収穫することを求めた小作農たちの姿を垣間見ることができよう。

四 宇佐平野の地主と神力・三本稻

さて、城家において神力が問題視されるようになった明治二三年、当主は時三郎であった。彼は、明治二一年に家督を継いだ後、従来手書きであった小作証券について、印刷による専用紙を作成し、二二二年から使用している（一一九一號など）。この専用紙使用の小作証券に神力忌避の姿勢を反映した文言はないことから、神力が問題視される稻種とされたのは明治二三年以後であることが改めて確認できよう。そして、明治二九年に当主となつた洸は、明治三二年から新たな小作証券を作成使用している。ここで、宇佐平野の地主が用いた小作証券の一例を紹介する意味でも、二つの小作証券雑型を左に掲げておこう。

△史料3-①△

借地小作證券

（小作地面積等記入欄）

此定米

但壱石ニ付五升口入定約俵四斗貳升
入四ツ繩掛リ

但入レ土ト唱ヘ作土聊ニテモ取揚申間敷ハ勿論地味境ぬ不致様培養ヲ專ニシ三本稻・服白及類似ノ惡種決テ作付申間敷、萬一不作ニ遇ヒ候共定米三分以上損毛ノ見込無之候得ハ、檢見減米等ノ示談決テ不仕年年十一月限本行之定額米質俵形精撰ヲ遂ケ期限屹度差入可申候併年季中タリ共無處事故有之御引戻被成候節ハ何時モ無異儀地所返還可仕候

右御所有地本年麦跡ヨリ明治　年麦作取揚候迄三ヶ年季借地確約仕候、然ル上者前顯但書之通屹度精勤可仕候、萬一小作米不納仕自然及延期候節ハ則壹ヶ月ニ付壹歩六厘六毛ノ利息ヲ附シ請人ヨリ屹度弁償可致特約仕候、依而為后日連署證券如件

郡 村大字

小作人

村大字

請人

地主

城 時三郎殿

△史料3-②△

耕地小作證券

(小作地面積等記入欄)

此定米

但壱石ニ付五升ノ口入俵ニ付上米四斗貳升入ノ事尚神力若クハ之レニ類似ノ惡種若シクハ調製粗造ノ廉モ有之候節ハ石ニ付五升ヅゝノ間際米ヲ可差人事

右ノ耕地本年麦收穫後ヨリ來明治 年麦收穫迄借受耕作仕候處実正也、然ル上ハ前記定米ハ大粒ノ米質ニシテ稻干ヲ充分ニシ少シモ粃粉等ヲ混交セサル精米ニ仕立、且ツ俵持ハ大繩四ツ封留メ新俵ニ調製致シ借受年期中ハ豊凶ニ不関毎年十一月十五日迄ニ屹度持參差入可申ハ勿論不可抗力等ノ為メ收穫減少ノ場合ト雖モ必ス定米差入可申、萬一期日以内ニ定米不差入歟聊タリトモ定米不足スルカ亦ハ培養草手等閑カ米俵持粗造ノ廉モ有之候得者、其節限り右地所作附ケノ俵御自由ニ御引揚被成候テモ種子手間料ハ請求不仕一言ノ申分無之ハ勿論可差入約束期日迄ニ定米不納ノ向ハ期日後壹ヶ月ニ付壹歩七厘宛ノ利米ヲ加ヘ期日ノ翌日ヨリ加判人ニ於テ總テ引受ケ小作人ニ成換リ御請求ニ從ヒ代償皆済可仕、且亦小作期限ハ明治 年麦收穫迄ト前

記致置候得共、御入用ノ節ハ時ノ如何ンヲ問ハス種子丈御返シ被下候得者御返地可申、依テ引受人加判小作證券差入置處如件借地ヘ播キ附ル作物ノ種子ハ良品ヲ相撰ミ三本稻并ニ腹白等植付不申ハ勿論、御差図有之節ハ其種子ヲ播附ケ可申且亦肥料等不適当ト御認ノ上御差止メ相成トキモ前段ノ通御差図ニ相從可申、且返地ノ節入レ土ト唱ヘ作土聊カニテモ堀出他ニ取越ス等不法ノ事ハ一切申出間敷候得依テ茲ニ特約仕候也

明治 年 月 日

郡 町村大字

小作人

郡 町村大字

引受人

郡 町村大字

引受人

宇佐郡四日市町大字城井

地主 城 洪 殿

右の二つの小作証券は地主經營の変化など、さまざま点で興味深いものがあるが、当面する問題でいえば、城洪作成の新しい小作証券によって、小作米に神力を納入した場合増米を課することが明文化されたのである。

しかし、神力忌避というべき姿勢は城家だけにみられたわけではない。この点については、明治四五年にまとめられた「小作慣行調査報告」（大分県公文書館蔵）所収の作証券雑型が参考になる。右の報告書には、県内各郡から提出された報告書末

尾に各々の郡内で使用されていた小作証券雑型が添付されている。宇佐郡の場合、県内最多の六種類の雑型が添えられており、いずれも城家使用のものと同様の印刷による専用紙で、書式はすべて異なる。うち一点は宇佐郡封戸村（宇佐市封戸）の大地主水之江家所用のものであるが、他はどの地主家で用いられたものか不明である。この使用者不明の雑型のうち、二点に城家と同様に神力納入の際には増米を賦課することが明記されており、小作米から神力を排斥しようとする姿勢は宇佐郡内の他の地主家でもみられたのである。

さらに、⁽⁴⁾史料3-②▽で注目される記述は、後段の「三本稲并ニ腹白等植付不申ハ勿論」という記述である。ここでいう三本稲と腹白は⁽⁵⁾史料3-①▽の城時三郎が作成した小作証券でも排斥の対象とされた稲種一旧小作証券では三本稲と腹白とあるが、腹白と腹白は同一である。以下では腹白で記述を統一する。実際、城家文書の諸帳簿をみると、明治二一年の「当座萬覚諸勘定帳」（三四号）に、川島菊次郎ら三名が小作米として三本稲を計二石八斗を納入し、各々一石あたり一斗の増米を賦課されたことが記される。しかし、明治二二年以後の諸帳簿には三本稲などの名は確認できず、城家小作地における三本稲あるいは腹白の普及状況は詳らかでないにしても、城家において小作米として排斥された稲種は神力だけではなかつたのである。神力普及以前から排斥の対象となつた稲種のうち、三本稲は明治四五年の「小作慣行調査報告書」所収の宇佐郡内の小作証券でも排斥の対象とされている。なお、小作米から三本稲を排除しようとする小作証券は、水之江家使用のものをはじめ三点あるが、神力とともに記すものはない。

さて、城家で一貫して小作米として排斥された三本稲と腹白のうち、三本稲は一七世紀代から確認できる「一本千」一後に「一本」または「千本」と別々に呼ばれるようになつた一の系統のうち、「一本」系に属する稲種とみられる。⁽⁶⁾この稲種は、中晩生が多く、稈は短く、倒伏に強い、概して多収で、米粒は小粒の場合が多く、品質はあまりよくなつたというが、幕末から明治初頭には西日本でかなり普及し、神力と同じく多収品種として各地で重要な位置を占めた稲種として評価されている。⁽⁷⁾そして、このような三本稲などに関しては、明治一九年の「丙戌歳日記諸用留」（八号）に興味深い記述がある。

^史料4▽

三月二四日

一 農談会昨日論達決議左之通

一 稲品 三本稲 八屋坊主 服白 停止ノ事

一 稲ハ節分頃水ニ浸ス、種撰ハニガリニカシ水ヲ少シ入レハ上品ハ沈ミ皆立、其分ヲ取塩氣ヲ克去リ、凡七十日間水ニ
浸ス、其上ニテ苗床ニ蒔込又七十日間ヲ経テ五月中ニ至テ植込ム、然ル時ハ一反歩ニ種粉壺升宛ニテ可然

一 粟ハ温湯ニテ撰ス、沈ミ候分ヲ用

一 綿ハ灰ニテ操切⁽¹⁸⁾□繰出白水ニテ撰ス

つまり、明治一九年三月二三日に開催された農談会で三本稲などが作付禁止稲種に指定されたのである。三本稲以外の稲種について具体的な特性をいま明示することはできないが、^史料3—①・②▽にある三本稲などの排斥は、こうした動向を前提とするものであった。ここでいう農談会は宇佐郡農談会とみられるが、この農談会は明治時代前期に各地で創設され、地主層がその中核にあったという。⁽¹⁹⁾すると、三本稲が作付禁止稲種とされたことは地主層の意向をふまえたものと推定できるし、逆にこれらの稲種は、小作農の間では広く作付されていたことを知ることができよう。

なお、^史料4▽で注目されることは稲・粟・綿の選種の方法が記されている点である。稲の選種法で、明治時代になつて開発されたものとしては、横井時敬による塩水選法、林遠里による寒水浸と土匂い法が知られている。しかし、^史料4▽にある選種法はニガリを利用したもので、右の二つの方法とは異なるものであった。稻糲の選種にニガリを利用する方法は、例え明治一九年に福岡県宗像郡吉富村で実施されていたことが知られているし、「明治二〇年三月 福岡県福岡農学校」の奥付をもつ『種子精撰新法』には、塩水選法に代わる一法として「苦塩汁に水を和して塩水と同様に用ふる』方法があると述べ、これは「二三年前、愛媛県人、丹生谷氏が伝へたる」ものであつたと記す。これらの事例からして、ニガリを用いた選種法は

各地に所在した技術であったことが窺える。⁽²⁾

さて、三本稻にしても神力にしても地主が排斥しようとしたのは、いかなる理由に拠るのであろうか。

前述したように、神力あるいは三本稻は、ともに多収であるが、中粒種であり、米質は並以下であるという点で共通する。しかし、前で触れた「小作慣行調査報告書」所収の宇佐郡内の小作証券雑型の一つには「神力米又ハ是ニ類スル小粒ノ米ヲ以テ辨済スル時ハ壹石ニ付五舛ヲ増シ差入可申候」と記され、城洗が作成した小作証券では「定米ハ大粒ノ米質ニシテ稻干ヲ充分ニシ少シモ糀糲等ヲ混交セサル精米」にして納入することを求めているように、城家などの宇佐の地主は大粒種を重視していたのである。こうした地主の姿勢は、江戸時代以来大阪の米市場が酒米に適した大粒種を歓迎したこと、さらには明治時代以後の米の輸出でも西日本では大粒良質が重要な基準とされたことに基づく。宇佐郡の場合、村明細帳類をみると、慶應四年（一八六八）作成の「豊前国宇佐郡今井村村鑑帳」（一〇一号）や「豊前国宇佐郡石田村村鑑帳」（九九号）、「豊前国宇佐郡山口村村鑑帳」あるいは弘化五年（一八四七）作成の「豊前国宇佐郡木内村明細帳」などで大粒種である「白玉」の作付が確認できる⁽²⁾。そして、城家などの宇佐平野の地主は大阪米市場でより「高く売れる米」を求め、結果として神力や三本稻といった中粒種を排斥したが、小作農では多収である神力や三本稻を作付した。「小作人は升目さえ約束通りならば、できるだけ粗悪な米を出そ⁽²⁾うとします」と柳田國男が述べた状況が生じていたのである。もちろん、神力をめぐる地主と小作農との対立は宇佐郡だけでみられたわけではない。例えば、山口県でも都・白玉という大粒種が奨励されていて、明治三三年（一九〇〇）段階で「地主ハ白玉ヲ欲スルモ小作人ハ神力ヲ好ムノ衝突ヲ生スヘン」という状況にあったという。その中で、宇佐郡では少なくとも明治一九年頃から中粒種の排斥という状況を確認でき、このことは九州における三本稻や神力といった多収性品種の作付とそれを排斥する地主のすがたを伝える一例として注目される。

ただし、城家の場合、神力を問題視し始めた後の明治二四年には自作地に作付しているし、明治一九年には神力八斗を買入れている（「当座萬覚会計記載簿」四一号）。史料上、その用途は不詳であるが、これらは自家消費や収入増などを目的とし

たことが推測できる。いすれにせよ、こうした点から地主城家は神力を完全に否定したわけではなく、小作米として納入されることを排斥したことが知られるのである。

ちなみに、右でみたような、大粒種を求め特定の稻種を排斥する姿勢は、「小作慣行調査報告書」に収載されている小作証券をみる限り、他郡ではみられない。もちろん、右の報告書所収の小作証券が各郡唯一のものではないし、地主は米という現物を換金する必要があつたため、県内の他地域で米の品質をめぐる規制がなかつたとはいえないだろう。それでも、宇佐郡の地主は米の品質にひときわ敏感であつたといえ、明治一三年にいち早く宇佐郡で米穀検査制度が成立した一因に、こうした宇佐郡の特徴を指摘することもできよう。

前述したように、城家文書では明治三〇年代半ば以後の帳簿類に充分な記述がなく、史料の残存数自体もが少なくなるため、神力をめぐる動向は判然としない。その中で、「明治四四年度日誌簿」(六号)などには、「神戸神力」の粉種が小作者に貸し付られたことが記されている。「神戸神力」がどのような特性の稻種であるのかを明示することはできないが、明治末の城家には神力の改良種とみられる品種が許容導入されていたのである。なお、こうした明治時代後半以後の神力の普及と展開を検討することは今後の課題としたい。

以上、本章で述べてきたことについて、まとめておくと次のようになる。

①城家では、明治一〇年に自作地ではじめて神力が作付されており、宇佐平野における神力導入には地主が媒介の一つにあつたことがわかる。こうしたことは、九州における神力導入の具体的な事例として注目される。

②明治二三年段階から、神力は地主城家にとって問題視された稻種であった。いわば、小作米としての神力を排斥しようとする姿勢は、少なくとも明治三〇年代半ばまで確認できる。なお、城家小作地で他にどのような稻種が作付されていたかは不明である。

③このような姿勢は宇佐平野などの地主に共通し、排斥の対象となつた稻種は神力とともに三本稻などがあつた。これらは

明治一九年段階から作付禁止種とされた。

- ④神力や三本稻は、ともに中晚生の中粒種で、多収という点で共通する。城家などの地主がこれらの稻種を排斥しようとしたのは、大粒種重視の姿勢に基づくものであった。

五 地主と農事改良

小稿では、神力という稻種に注目してきたが、こうした新たな稻種の導入は、例えば肥料や農具といったさまざまな農業技術の変革も随伴した。つまり、新しい稻の導入普及は従前の農業技術に变革を求めたわけであり、これは城家とその小作地においてもみられたことであろう。しかし、現在の所城家文書に農業技術の変革などを直接に伝える史料を確認できないこともあって、小稿では神力の導入に伴う農業技術の変革、あるいは在来技術の具体的な様子などについては充分に検討することができなかった。その中で、城家文書には明治後半の当主城洗がさまざま形でいわゆる農事改良に取り組んだことを伝える「城洗履歴書下書」（明治四三年頃作成・一七五号）が残されている。

そこで、以下では明治時代の地主による農事改良の事例として、城洗の事蹟を瞥見し、もって小稿の結びにかえたいと思う。「城洗履歴書下書」によれば、洗は明治三三年に長州銀行監査役や共立四日市銀行取締役、明治三八年には四日市町會議員、明治四二年には宇佐電燈株式会社取締役になるなど、一〇〇歳代から「地域の名士」として多くの役職についている。

こうした洗が、農業技術の普及や農業教育などに取り組み始めたのは明治三三年のことであった。一連の洗の事蹟について、年代順に代表的なものを列記すると、左のようになる。⁽²⁾

明治三三年 尊農園—明治三八年に城家農会と改称—という小作農会を設立。

明治三四年 小作米品評会の開設（三月）。果樹栽培奨励のために果樹園を設置（一〇月）。

明治三六年 果樹蔬菜などの試作実験とその結果を小作らへ配布する。大阪など二府八県へ農事・園芸などの実況視察（四

月）。青庭事業の無料講習会の開催（以後継続して実施）。大分県農会技手などを招いた講話会の開催（一〇月、以後春秋に農事講話会を開催する）。

明治三七年
明治三八年
明治三九年
明治四〇年
明治四一年
明治四二年
明治四三年

穀種品評会、余業品品評会の開設（三月）。模範的桑園の開設（三月）。前田正名を招いた談話会の開催（六月）、地主小作人の関係と町村実業倉庫の視察調査（一二月）

肥料・正条植・養蚕・茶・稻作改良法・桑樹植付に関する冊子の刊行（一月）。四日市町農会代表（四月）。専門科の研究を行う学生の養成（四月、以後継続する）。「立花伯農事試験場」と福岡農事試験場へ稻植付けの実況視察（六月）。山口など四府県に肥料製造と農業視察調査（八月）。小作組合の設立（一一月）

各種農具の購入と使用実験を行い、有益なものは郡立農業学校へ寄贈あるいは小作へ貸し付ける（以後継続する）。九州沖縄八県連合共進会に私費で小作七名を派遣（五月）。

東京など二府一県と韓国の実業視察を大分県から委嘱（四月）。

明治四〇年 東京・神奈川など三府六県の実業視察を大分県から委嘱。宇佐郡農会代表者および大分県農会評議員（四月）。
城家文庫の開設。

明治四二年 大分県北部・南海部・大野各郡の農事調査を大分県農会から委嘱（一一月）
明治四三年 九州沖縄八県連合共進会に小作一〇数名を私費で派遣（四月）。

これをみると、洸はさまざまな取り組みを行ったことが知られる。なかでも、明治三八年の肥料や稻作改良法などを記した冊子作成や明治三九年に始める農具の購入と使用実験は、明治時代の農業技術の普及に地主が関わったことを示す事例として興味深い。あるいは、明治四二年に大分県南部の農事調査を委嘱されたことは、洸が「地域の名士」であったことに加え、農事について一定の見識を有していたことに拠るものとみられる。

なお、明治四三年以後の洸の事蹟については明確でない所が多い。城家文書から唯一判明することは、大正五年に城井耕地

整理組合を設立したことである（一〇五三号～一〇七一号）。耕地整理について、洸は明治四一年頃に記された「農事視察調査報告下書」（一〇九三号）で「起工ノ困難ニシテ且多額ノ経費ヲ要スルコトニ依リテ実行者少ナキ」事業と述べたが、後年自らが着手したのである。

残念ながら、洸の一連の事蹟を具体的に伝える史料は少ないが、彼は地主として農事改良に積極的に関わったのである。農商務省編集の『地主ト小作人』（明治四二年）では、小作人の保護と農事奨励のため諸事業に熱心に取り組んだ地主として大分県で一人の地主が紹介されている。その一人が城洸であった。

以上、限られた史料に基づいた小稿では今後の課題とした点、推測によった所も少なくない。また、浅学ゆえに見落とした研究もあると思われるが、これらの点について大方の御批正を賜れば幸いである。

註

- (1) 例えば、「日本農業発達史」第一巻（中央公論社 一九五四年）、嵐嘉一「近世稻作技術史」（農文協 一九七五年）など。
- (2) 勝部眞人「明治農政と技術革新」（吉川弘文館 一〇〇〇年）。
- (3) 例えば、大分県における近代の農業技術に関しては、小泊立矢「永常農学の普及と浸透」（大分県先哲叢書 大藏永常）大分県教育委員会 一〇〇一年）が、近代の農業技術と大藏永常の農学との関わりを論及している。また、地主制については、河野昭夫「地租改正と地主制」（『大分県史 近代篇I』大分県 一九八四）、佐藤 節「地主制の展開と農業」（『大分県史 近代篇II』大分県 一九八六年）、同「変りゆく農村」（『大分県史 近代篇III』大分県 一九八七）など、一連の「大分県史 近代篇」所収の論考がある。ともに貴重な研究である。
- (4) 城家文書は大分県立歴史博物館が所蔵している。文書の内容等については、拙稿「城田屋城家文書目録」（『研究紀要』7 大分県立歴史博物館 一〇〇六年）を参照。以下の行論で、（一号）となる場合は同目録の史料番号を表記している。

(5) 奥書に城藤太の署名がある嘉永七年（一八五二）付の「年番所在勤中留書」（八九号）の筆跡は、太郎左衛門筆の諸記録と同一である。

また、嘉永五年（一八五〇）の「新田畠御請証文」（一一三号）には「城村庄屋藤太」とあることから、太郎左衛門は嘉永五年段階には藤太を名乗り、庄屋であったことが窺える。

(6) 明治三年の「御布令留」（九三号）や明治四～五年の日記類（一三一・一三二・一二八号）などの記述による。ちなみに、宇佐郡で城村とともに厳原藩領となつたのは、四日市・石田・森山・木内・今成の各村と高家村の一部であった。前掲の「御布令留」によれば、日田県から厳原藩への村の引渡は明治三年四月二七日のことであった。なお、小倉県による実質的な支配は、「小倉県御支配以後壬申布告留」（九一号）の記述が明治五年三月二七日付の布告で始まること、明治五年の日記（一二八号）には同年二月まで伊万里県からの通達などが書きとめられていることなどから、正確な開始時期は現段階で不明であるが、明治五年三月になつてからのこととみられる。

(7) 御用聞次の語は、前掲註（6）にある明治四・五年の日記類にみられる。

(8) 城家の小作地は、居村である城村の他に、隣接する今井・葛原・森山・荒木の各村と近隣の石田・上乙女・下乙女・尾永井・川部・上田・畠田の宇佐平野に所在する各村と東に七kmほど離れた高森村、あるいは直線距離にして二〇kmほど離れた日岳村と景平村、そして国東半島の田染村に分布していた。

(9) 『日本農業技術史』（全国農業講習所協議会 一九五一年）など。

(10) 前掲註（1）嵐氏著書。

(11) 天保八年（一八三七）の「豊前国宇佐郡高家村明細帳」（宇佐近世史料集 中島家史料 宇佐市 一九七九年）にみられる。

(12) 明治一六年から二四年の計算簿類には、一部に記述がないこともあるが、糲種浸の月日や稻の刈入日も記されている。これによると、城家自作地における糲種浸は四月二〇日～二四日に行われている。また、稻の刈入日をみると、一〇月一五日前後に始まり、例えば神力と目黒の刈入は早くても一〇月末である。ここから、城家自作地では早稲が作付されていなかつたこと、本文にあるとおり神力は晚生であることが確認できる。

(13) 明治一九年の「当座萬覚勘定帳」のみに、自作地における施肥（初肥・二番肥）の記述がある。これをみると、焼酎粕・「蚕フン」・

鮑柏の三種が使用され、三種とも初肥・一番肥のいずれにも用いられている。ただ、施肥の日付はない。これらは、明治時代の宇佐平野における施肥の一例を示すものとして興味深い。

(14) 徳永光俊「日本農史学研究 畑と田の結合のために」(農文協 一九九七年)。また、神力の普及と地主との関わりについては、前掲註

(2) 勝部氏著書でも注目されている。

(15) 明治三五年以後は、徵収簿類に神力に関する注記を確認できない。ただ、本文で述べたように明治三五年以後は徵収簿類の記載も未記入の箇所が多くなることから、神力に関する注記がないことをもって、神力納入がなくなった、あるいは城家の姿勢が変化したと見なすことはできないであろう。また、明治時代後半になると、例えば山口県では神力についての再考をうながしたという(前掲註(9)書など)。神力の注記がなくなることも、こうした神力普及の新たな段階を示すものとも考えられるが、小稿では検討できなかった。

(16) 前掲註(1) 鳥氏著書。なお、氏が作成された分布表によると、三本稻の呼称は九州では確認できず、山梨県にみられる。

(17) 前掲註(1) 鳥氏著書。

(18) 小倉武一「明治十四年農業会日誌 解題」(『日本農業発達史』第一巻 中央公論社 一九五四年)。

(19) 「福岡県筑前国宗像郡東部調査簿」(『福岡県史 近代史料編 福岡農法』一九八七年) 所収。

(20) 「福岡県史 近代史料編 福岡農法」一九八七年に所収。

(21) 粟の選種はヘ史料4▽では温湯を利用するものとしているが、横井の塩水選法では粟の選種も塩水を用いる方法であること、綿の選種の際に灰を利用する方法は大蔵永常の「綿圃要務」にもあることから、ヘ史料4▽にある選種法は在来技術であったことが確認できる。

(22) 前掲註(1) 鳥氏著書。

(23) このうち山口村のものは「宇佐近世史料集 山口家史料(1)」(宇佐市 一九八一年)、木内村のものは「宇佐近世史料集 山口家史料(1)」「宇佐市 一九七六年)に収載。この他、「豊前国宇佐郡下麻生村明細帳」(天保八年(一八三七)提出)と「豊前国宇佐郡山口村明細帳」(天保九年(一八三八)提出、ともに「宇佐近世史料集 山口家史料(1)」(宇佐市 一九七六年)所収)には大粒種である今長者の作付が確認できる。また、石田村のものは天保八年(一八三七)提出の村明細帳を写したものとあるが、稻種の部分は貼り紙が

あり、慶応四年段階に作付されていたものを記している。

(24) 柳田國男『時代ト農政』(柳田國男全集 二九) ちくま文庫 一九九一年)。

(25) 「山口県勧業諮詢会日誌」(明治三三年、『山口県史 史料編近代四』山口県 一一〇〇三年所収) にみられる知事古澤滋の発言。

(26) ちなみに城家文書中の村明細帳類をみると、江戸時代の城村と隣接する今井村では、さまざまな稲種が作付されていたことがわかる。

天保八年（一八三七）→岩藤・五弥六・信濃早稲・新道早稲・赤長四国・長坊主・遠州七穂・毛弥六・たまれ

慶応四年（一八六八）→岩藤・五弥六・白玉・鳴川・黒稲・讃岐坊主・赤坊主・遠州七穂・毛弥六・たまれ

天保八年は「豊前国宇佐郡城村・今井村明細帳」(一〇五号)に掲る。なお、天保九年・同一二年の村明細帳類(一〇二・一〇 四号)の記述も同一である。また、慶応四年は「豊前国宇佐郡今井村村鑑帳」(一〇一号)に掲る。

江戸時代の領主も、年貢として納められた米を換金する必要があった。すると、米質あるいは稲種はやはり問題であったとみられ、佐藤常雄氏は文化四年（一八〇七）と文政一三年（一八三〇）に甲斐国で作付禁止稲種の指定がなされたことを紹介されている（同氏『日本稻作の展開と構造』(吉川弘文館 一九八八年)）。寡聞にして、江戸時代の豊前・豊後国で稲種が問題となつた事例は見いだせてないが、稲種や米質は江戸時代の村落史や開発史などの諸分野で留意すべき視点と考える。

(27) 「城洗履歴書下書」に記された、洗の詳細な事蹟は前掲註（4）拙稿を参照。

△付記△小稿の作成にあたっては、大分県立歴史博物館・大分県公文書館・加藤泰信氏・平川敦氏の御協力を得た。記して謝意を表します。